

令和 8 年度  
兵庫県中小企業等海外展開支援事業費補助金  
(海外出願支援事業)

募集要領

○公募受付期間

令和 8 年 5 月 2 0 日 (水) ~ 令和 8 年 6 月 1 5 日 (月)

○提出先

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター  
「令和 8 年度兵庫県中小企業等海外出願支援事業」担当 宛

(住所) 〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 番地  
神戸商工会議所会館 4 階

(E-mail) [kaigai-syutsugan@niro.or.jp](mailto:kaigai-syutsugan@niro.or.jp)

令和 8 年 5 月  
公益財団法人新産業創造研究機構

### 【留意事項】

- 本事業は、特許庁からの補助金を受けて都道府県の中小企業支援センター等（兵庫県にあっては、公益財団法人新産業創造研究機構（以下「NIRO」という。））および INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）が実施する事業です。
- NIRO と INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）で同一案件の併願（重複）申請はできません。
- 令和 5 年度以前に本事業の助成を受けた中小企業者等で、未提出となっている査定状況報告書がある方もご利用いただけます。（フォローアップ調査未提出の方は除く。）

## 1. 事業の目的

兵庫県内の中小企業者等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標）、及び事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、NPO法人による地域団体商標の外国出願を支援することによって、県内の中小企業者等の海外事業展開を促進します。

## 2. 事業の概要

中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標）に要する経費を1/2以内で補助します。

## 3. 応募資格

以下の（1）もしくは（2）を満たす中小企業者等であり、かつ、（3）の取り組みに協力すること。また（4）について遵守すること。

### （1）中小企業者等による外国出願

外国出願を予定しており、以下①～⑥の条件を全て満たしている者

- ① 中小企業者（注1）又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）および個人事業主であること
- ② みなし大企業に該当しないこと（注2）
- ③ 兵庫県内に本社を有し事業を実施していること
- ④ 補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の間接補助金交付に必要な書類を自らの責任でNIRO宛てに提出できること）
- ⑤ 補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力すること
- ⑥ 経済産業省制定「中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領」第24条別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

(2) 地域団体商標に係る外国出願

地域団体商標の外国出願を予定しており、以下①～④の条件を全て満たしている者

①兵庫県内で設立され、以下(i)から(iii)のいずれかに該当

(i)事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合

(ii)商工会、商工会議所

(iii)特定非営利活動法人(NPO法人)

②補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付に必要な書類)を自らの責任でNIRO宛てに提出できること)

③補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に対し、積極的に協力すること

④経済産業省制定「中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)実施要領」第24条別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと

(注1) 中小企業支援法第2条第1項～3項に規定される中小企業者

業種	定義
製造業、建設業、運輸業その他(下記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業(下記以外)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

(注2) 「みなし大企業」とは以下に該当する企業を言います。

① 大企業(※1)が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。

- ② 大企業（※1）が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業（※1）の役員または職員が兼務している中小企業者。
- ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者。
- ⑤ 補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。

（※1）大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

（3）経済産業省におけるEBPM（※2）に関する取り組みに協力すること。

（※2）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

（4）本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

#### 4. 補助対象となる出願

以下の（1）及び（2）の要件を満たす外国出願

- （1）応募時点で既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済み（以下「基礎となる国内出願」）である案件。
- （2）採択後（交付決定日以降）から事業完了日（令和9年1月29日）までの間に、基礎となる国内出願についてパリ条約等に基づく優先権を主張して、以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件。ただし、商標については優先権主張を要しない。

- ① 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法（※3）

- ② 特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願における各国への国内段階に移行する方法）（※4）
- ③ ハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法（※5）
- ④ マドリッド協定議定書に基づき外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）

（※3）優先権主張を伴わない商標登録出願については、基礎となる国内出願との間に別紙に定める関係がある場合に限る。

（※4）基礎となる国内出願を有しない場合には、日本国特許庁に対して国内段階への以降手続をする予定があるものに限る。

（※5）基礎となる国内出願を有しない場合には、指定締約国に日本国を含むことを条件とする。

#### 【留意事項】

- 基礎となる国内出願と予定している外国出願の出願人名義は同一であり、申請者である中小企業者等の名義であること。
- 共同出願した国内出願を基礎出願として、一部の共同出願人（中小企業）を名義として外国出願する場合には、共同出願人が一部の出願人に委譲したことを明確にした誓約書等が必要です。
- 交付決定日（NIROからの間接補助金交付決定通知書の日付）以前に外国出願した案件は対象となりません。
- 外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は対象とはなりません。
- 受理官庁へのPCT出願および国内移行までの各手続き（国際段階の手続き）については本事業の対象とはなりません。
- 出願国において、中小企業等に対する出願費用などの減免がある場合は、積極的に利用すること。
- 審査請求が必要な出願については、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また中間応答の必要が生じたものについては応答すること。
- NIROの承認を受けずに自ら放棄または取り下げ等を行わないこと。
- 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

## 5. 補助内容

### (1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

### (2) 補助金上限額（1会計年度内）

1企業に対する補助金の総額	300万円（複数案件の場合）
1案件に対する補助金の総額	○特許出願 150万円 ○実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 60万円 ○抜け駆け対策商標 30万円

※案件の数え方について

○A という基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は1案件として計算

○B という基礎出願について米国に出願、C という基礎出願について別途米国に出願する場合、2案件として計算

※採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。

※他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

## 6. 補助対象経費

補助対象者が、採択後（交付決定日以降）から事業完了日（令和9年1月29日）までの間に行う外国特許庁への出願に関して支払った費用。

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料（注3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国特許庁の出願手数料）</li> <li>・ PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）</li> <li>・ WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料</li> <li>・ <u>外国特許庁への出願料と同時に支払うことができる費用</u>（審査請求料、優先権主張料、特許審査ハイウェイ料、補正料、出願維持年金など）</li> </ul>

国内代理人費用 現地代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記外国出願に係る国内代理人費用</li> <li>・ 同現地代理人費用</li> <li>・ 銀行振込手数料、銀行送金手数料及び振込みに要する費用</li> <li>・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）</li> </ul>
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること）
その他	外貨送金手数料等外国特許庁に出願するために必要であり、理事長が必要と認める経費

（注3） 外国特許庁発行の領収書を提出頂きます。

**【留意事項】 以下の費用は対象外となります**

- 本補助金の申請書作成に係る代理人費用
- 交付決定日以前に発生し、支払を行った費用
- 国内消費税、海外での付加価値税（VAT）等
- 先行技術調査に係る費用
- 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（例：出願後に行った審査請求に係る費用、出願後の自発の補正・中間手続きにかかる費用。）
- ※出願と同日の手続きではない費用はすべて補助対象外。
- PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- 日本国特許庁に支払う印紙代及び日本国特許庁に係る代理人手数料（PCT出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料の一部、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等を含む。）
- 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用 ※注4

（注4） 国内代理人が現地代理人に外国出願の依頼を直接行わず、仲介業者を介して外国出願を行った場合の仲介手数料に関しては原則対象外ですが、特段の事情がある場合は、以下の事情説明書等の書類を提出した場合に限り、経費の計上が認められます。

- ・ 国内代理人が現地代理人に直接依頼せず、仲介業者等を利用して現地代理人に外国出願を依頼する理由書。
- ・ 代理人や仲介業者の費用内訳と業務分担を明らかにし、両者で同じ経費の二重計上が行われていないことを確認出来る費用明細書（見積書等）。
- ・ 事務所の料金表などを添付し、通常料金より安価又は同程度の額である証明を行うこと。

## 7. 申請手続

### (1) 公募受付期間

令和8年5月20日（水）～6月15日（月）（※締切日当日消印有効）

### (2) 提出先

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター

「令和8年度兵庫県中小企業等海外出願支援事業」担当 宛

（住所）〒650-0046 神戸市中央区港島中町6丁目1番地

神戸商工会議所会館4階

（E-mail）kaigai-syutsugan@niro.or.jp

### (3) 申請方法

「①エントリー」と「②間接補助金申請書及び添付資料の郵送」が必要です。  
エントリーのみでは申請受付完了となりませんので、ご注意ください。

#### ① エントリー（NIRO ホームページまたは jGrants）

##### 【NIRO ホームページからのエントリー】

受付期間内に NIRO ホームページ上の「エントリー受付」からエントリーしてください。（Microsoft Forms 画面に移行します）

エントリー受付：<https://forms.cloud.microsoft/r/fwnK1z1Qas>

##### 【jGrants を利用したエントリー】

受付期間内に jGrants のホームページより、必要事項を入力してください。

jGrants ホームページ：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

エントリー受付後に、事務局より間接補助金交付申請書のデータ提出依頼のご案内をいたします。申請書（様式第1-1、または様式第1-2）のWORDデータをご提出下さい。

申請様式データ（word）提出先：[kaigai-syutsugan@niro.or.jp](mailto:kaigai-syutsugan@niro.or.jp)

※間接補助金交付申請書は申請案件毎（出願番号毎）に作成して下さい。

特許1件、商標1件出願の場合→間接補助金交付申請書を2件分作成

特許1件を3か国に出願→間接補助金交付申請書を1件分作成

#### ② 間接補助金交付申請書及び添付資料の提出（郵送）

ご提出頂いたWORDデータを事務局にて記載事項の不備が無いか確認致します。確認後に事務局よりご案内致しますので「(4) 提出書類」に記載の書類一式を受付期間内（当日消印有効）に郵送にてご提出ください。なお、受領書は発

行致しませんので、できるだけ書留・簡易書留・特定記録郵便等で提出してください。(Fax 及び持ち込みによる提出不可)

(4) 提出書類

「間接補助金交付申請書」(所定様式)に「添付書類」を資料No.順に添えて、**正本1部**(2in1印刷不可、ホチキス留め不可)、**副本5部**(正本のコピー)、計**6部**を提出(郵送)してください。

(別添「申請書類の提出方法について」を参照ください)

※提出書類に不備・不足があれば審査に影響する可能性があります。必ずチェックシートにてご確認の上、必要部数を揃えて提出ください。

(○印は必須、△印は任意)

資料No	提出書類	法人	個人事業者	事業協同組合等	商工会、商工会議所	NP ○法人
1	【様式第1-1】間接補助金交付申請書 (抜け駆け対策商標の場合は様式第1-2)	○	○	○	○	○
2	【様式第1-1の別紙】協力承諾書 (抜け駆け対策商標の場合は様式第1-2の別紙)、選任代理人に依頼する場合	○	○	○	○	○
3 (*1)	【様式第1-1の別添】役員等名簿 (抜け駆け対策商標の場合は様式第1-2の別添)	○	○	○	○	○
4	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)		○			
	定款			○		
5 (*2)	会社の事業概要	○			/	/
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
6 (*3)	直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)等の写し	○		○ (*4)	○	○
	直近2年分の確定申告書の控え等		○			
7 (*5)	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類	○	○	○	○	○
8 (*6)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写し可)	○	○	○	○	○

資料 No	提出書類	法人	個人事業 者	事業協 同組合 等	商工 会、商 工会議 所	NP O法 人
9 (*7)	外国特許庁への出願に要する経費に関する 資金計画（自己資金・借入れ金等）	○	○	○	○	○
10 (*8)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
11	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、 持分割合及び費用負担割合の明記がある契 約書等の写し	○	○	○	○	○
12 (*9)	【加点措置を希望する場合（任意）】 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」 様式 N-1	△	△	△	△	△
13 (*9)	【加点措置を希望する場合（任意）】 ワーク・ライフ・バランス推進企業 該当する認定証等の写し	△	△	△	△	△

- \*1 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する
- \*2 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能
- \*3 **創業1年未満の事業者の場合は以下の書類を決算書の代わりに提出ください**  
 ①法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）  
 ②銀行発行の預金残高証明書（直近と2か月前の2部）  
 ③直近の取引の有無を証明するもの（請求書、納品書、帳簿のコピー等、取引が行われていることが確認出来るもの）  
 ④事業内容が確認出来るもの（ホームページのコピー等）  
 ⑤事業計画書・収支計画書（原則不要ですがご提出をお願いする場合があります）
- \*4 認可庁等に報告しているもの
- \*5 PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）
- \*6 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、【様式第1-1】間接補助金交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。なお、特段の事情があり仲介業者等を利用する場合は、理由書、見積書、料金表なども必要。
- \*7 「別紙 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画」を利用ください。記載例を参照のこと。
- \*8 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象

範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

\*9 審査上の加点措置を希望される申請者のみ提出（任意）

## 8. 審査

### （1）審査方法

申請者からの申請内容を外部の有識者で構成する審査委員会によって審査を行い、採択者を決定します。

### （2）審査基準

- ① 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ② 次のいずれかに該当する中小企業等であること。
  - (i) 補助金を希望する出願に関し、外国での事業展開等を計画していること
  - (ii) 補助金を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有していること
- ③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

#### <加点措置>

以下に該当する申請者は審査において加点措置を実施します

- ・「地域未来牽引企業」に採択された企業
- ・平成26年度以降一度も外国出願補助金を利用していない新規利用者
- ・賃上げ実施企業（注5）
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業（注6）

#### （注5）賃上げ実施企業に対する加点措置

○対象期間（事業年度又は暦年）において、対前年度比（又は前年比）で給与総額（又は一人当たりの平均受給額）を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明している事業者については、選定において加点措置を行います。

○企業が加点措置を希望する場合は、様式N-1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出ください。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。

○賃上げが2.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式 N-1「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の「留意事項」を確認ください。

(注6) ワーク・ライフ・バランス推進企業

○企業が加点措置を希望する場合は、以下のうち該当するものの認定書等の写しの提出が必要です。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。ただし、常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。
- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
- ④次世代法第 12 条に基づく行動計画を策定し、専用サイトで公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。ただし、常用雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。
- ⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(参考) いずれも厚生労働省ウェブサイトより

・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/urumin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/urumin/index.html)

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

## 9. 採択

①採択されると、NIRO から交付決定通知書（採択通知とは別）を交付します。交付決定日以降に弁理士（国内代理人）への発注、外国出願や費用支払いを行って下さい。補助対象期間（交付決定日から令和 9 年 1 月 29 日まで）内に実績報告できない経費は対象外です。

②採択されると、採択の企業名、所在地、採択事業の種別（特許等）は公表いたしますのでご了承下さい。（採択件数、交付決定金額についても公表することがあります。）

## 10. 問合せ先

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター

(E-mail) [kaigai-syutsugan@niro.or.jp](mailto:kaigai-syutsugan@niro.or.jp)

(電話) 078-306-6808

(受付時間) 平日 8:45~12:00 13:00~17:30

- ・ 事務所へ来所される際は必ず事前に担当者までご連絡お願い致します。
- ・ 先行技術調査方法等のご相談は、下記の「知財総合支援窓口」にて無料でご相談頂けます。申請書の作成方法や出願計画のご相談も受け付けておりますので、是非ご活用下さい。

INPIT 兵庫県知財総合支援窓口

ホームページ <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/hyogo/>

利用時間 平日 9:00~17:00

## 11. 事業実施スケジュール (予定)

5月20日	一次公募開始
6月15日	一次公募締切り 申請書類チェック開始
7月下旬	審査委員会 採択・不採択通知の発送 (予定する採択件数に達しない場合は2次公募実施)
8月上旬	交付決定通知 採択者説明会 事業開始(補助対象となる外国出願の手続き)
1月29日	実績報告書の提出期限(事業完了日) 補助金額の確定(確定検査)
3月末	補助金額の支払い

※上記のスケジュールは、変更となる可能性があります。

以上

## 優先権主張を伴わない商標登録出願について

実施要領第4条第1項第2号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願については、日本国内に先行登録のない商標であり、かつ以下の1.から5.のいずれかにあてはまる外国出願とする。また2.から4.の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、すでに使用している商標又は具体的に使用予定がある商標に限る。

1. 「基礎となる国内出願」と同一内容で行う外国出願。
2. 「基礎となる国内出願」と同一内容の指定商品・指定役務であり、商標（標章）を下の範囲内で変更し行う外国出願。
  - ・ 文字を使用実態に合わせてフォントを変更
  - ・ 文字を使用実態に合わせて縦書きを横書きにする等の変更
  - ・ 文字を使用実態に合わせて図案化した商標に変更
  - ・ 日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳
  - ・ 日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳した構成要素を追加
  - ・ 日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更
  - ・ 日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更した構成要素を追加
  - ・ 図形、記号、結合商標を使用実態に合わせた商標に変更
  - ・ 使用実態に合わせて商標の色彩を変更
  - ・ 使用実態に合わせて商標の構成要素の一部を削除
3. 「基礎となる国内出願」と同一の商標（標章）であり、指定商品・指定役務を以下の範囲内で変更し行う外国出願。
  - ・ 指定商品・指定役務の一部を削除
  - ・ 出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務を変更
  - ・ 出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務の区分を変更
  - ・ 類似群コードに基づき指定商品・指定役務を変更
4. 「基礎となる国内出願」から、商標（標章）及び指定商品・指定役務を前項2. 3.の範囲内で変更し行う外国出願。
5. 複数の「基礎となる国内出願」を1つにまとめて、1.から4.の範囲内で行う外国出願。

なお、申請にあたっては、外国へ出願予定の商標について日本国内の先行登録調査の結果等を提出すると共に、2.から4.の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、当該商標の使用実態又は具体的な使用予定が確認できる書類を提出すること。

以上

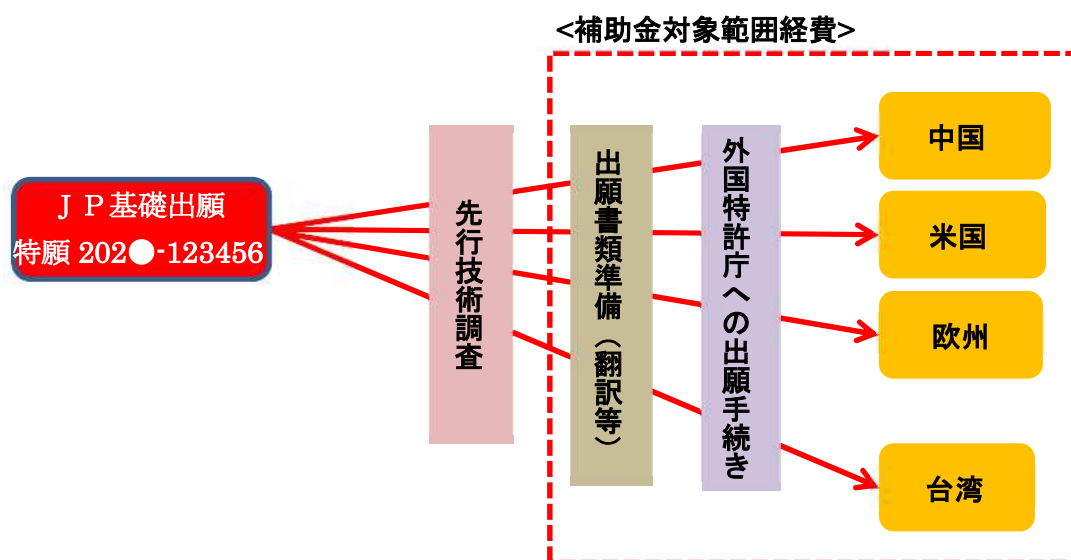
## (ご参考) 補助金対象となる経費について

補助金対象となる経費は、外国出願に要する費用の全てではなく、「その一部の費用」となります。補助金額は、「その一部の費用」の1/2以内となります。

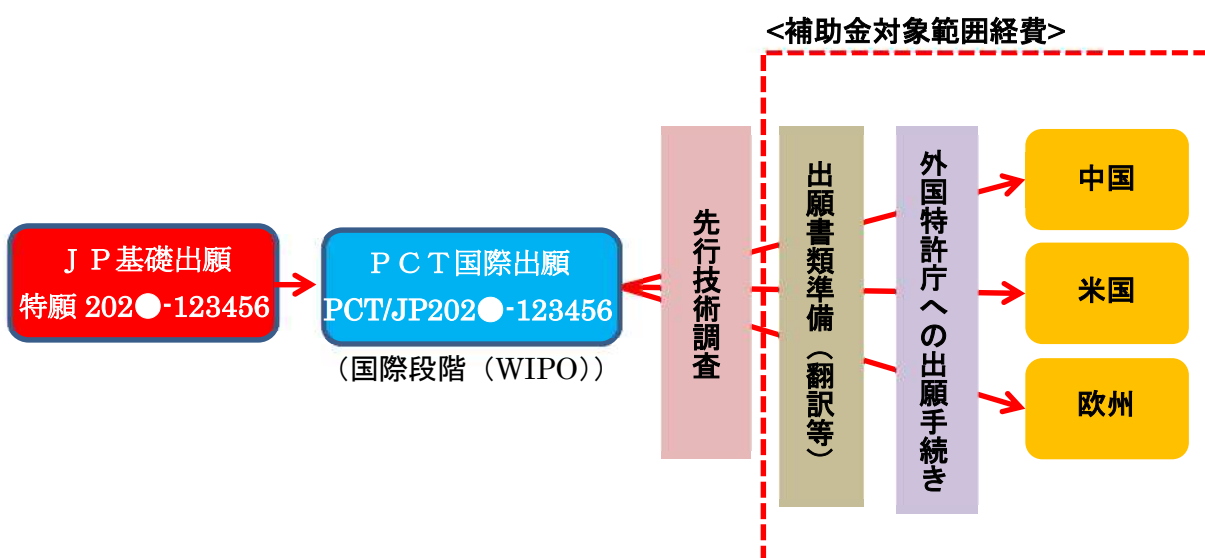
特許または商標を例に、補助金対象範囲となる経費を示します。

### (A) 特許

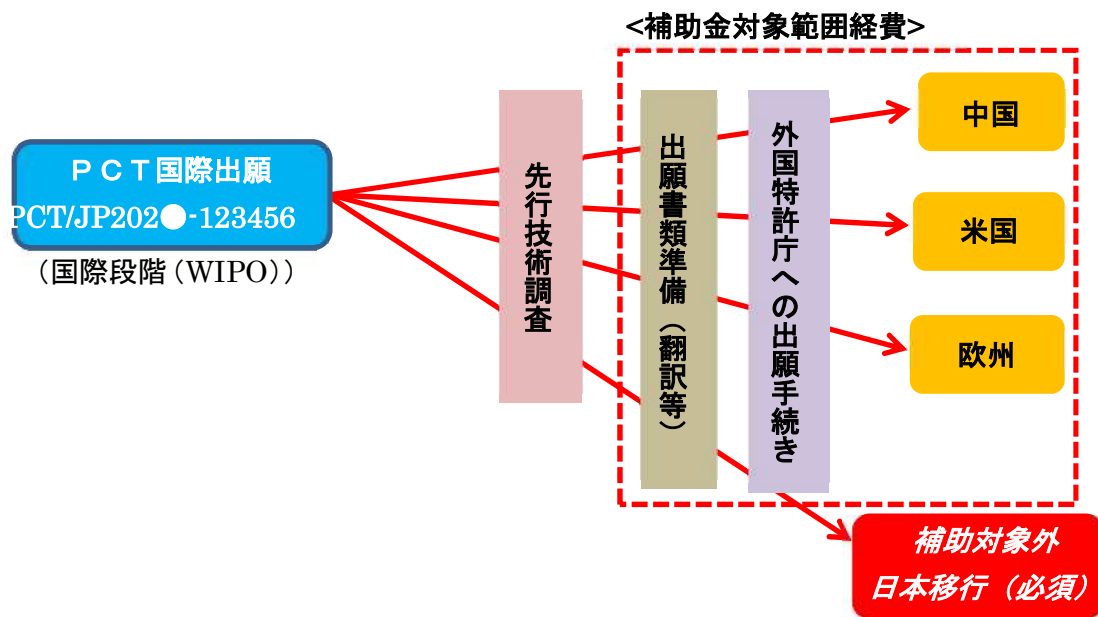
#### (A-1) パリルートによる外国出願



#### (A-2) PCT国際出願における各国への国内移行出願

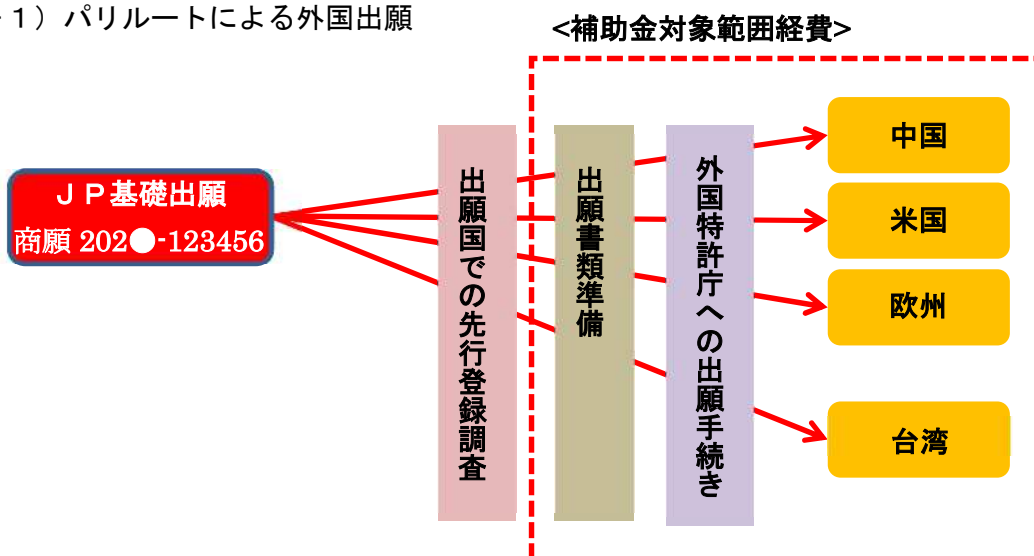


(A-3) ダイレクトPCT国際出願における各国への国内移行出願



(B) 商標

(B-1) パリルートによる外国出願



(B-2) マドプロ出願における各国への国内移行出願

